

# 産業廃棄物処分業許可証

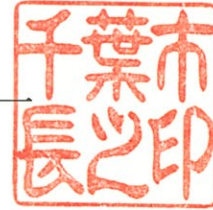
住所 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

氏名 第一カッター興業 株式会社

代表取締役 高橋 正光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和3年7月7日

許可の有効年月日 令和8年7月6日

## 1. 事業の範囲

### (1) 業の区分

- ア 脱水施設による中間処理
- イ 中和施設による中間処理

### (2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 脱水に係るもの
  - (ア) 汚泥（アスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り）以上1品目
- イ 中和に係るもの
  - (ア) 廃アルカリ（アスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り）以上1品目

## 2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市稲毛区山王町360番1の一部  
（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

## 3. 許可の条件

別記2のとおり

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年7月7日 新規許可  
令和3年7月7日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。  
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地	
脱水施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (汚泥) (平成28年4月26日)	3.36m <sup>3</sup> /日	2	千葉県稲毛区山王町360番1の一部	
中和施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (廃アルカリ) (平成28年4月26日)	6.72m <sup>3</sup> /日	1		
廃棄物保管施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (汚泥、廃アルカリ)	保管面積	4.2m <sup>2</sup>		1
	保管容量	10m <sup>3</sup>		
	保管高さ	—————		
	保管上限	10m <sup>3</sup>		
廃棄物保管施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (汚泥、廃アルカリ)	保管面積	3.2m <sup>2</sup>	1	
	保管容量	5m <sup>3</sup>		
	保管高さ	—————		
	保管上限	5m <sup>3</sup>		
廃棄物保管施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (汚泥)	保管面積	2m <sup>2</sup>	1	
	保管容量	0.5m <sup>3</sup>		
	保管高さ	—————		
	保管上限	0.5m <sup>3</sup>		

別記 2

- (1) 施設稼働時間は午前8時から午後5時までとすること。